

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に規定する経営事項審査の審査基準が令和3年国土交通省告示第246号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和3・4年度を有効期間とする財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）の競争契約の参加資格について、改正告示による改正前審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書という。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和3年6月11日

審査部局長

北海道財務局長	谷口 眞司
東北財務局長	原田 健史
関東財務局長	古谷 雅彦
北陸財務局長	辻 庄市
東海財務局長	水口 純
近畿財務局長	奥 達雄
中国財務局長	金森 正樹
四国財務局長	柳町 勝彦
九州財務局長	大津 俊哉
福岡財務支局長	小原 広之

◎ 調達機関番号 015

◎ 所在地番号 01、04、11、17、23、27、34、
37、
40、43

1 競争参加資格の再認定の申請ができる者
改正告示による改正前の審査基準による経営事
項審査の総合評定値通知書に基づく令和3・4年
度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、
改正告示による改正後の審査基準による経営事項
審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85
号第一の一の2に規定する審査基準日をいう。以
下同じ。）が申請をする日の1年7月前の日以後の
ものに限る。）の総合評定値通知書（以下「改正後
の総合評定値通知書」という。）を受けている者。

[注]

経常建設共同企業体については、その構成員全
てが改正告示による改正後の審査基準による経営
事項審査の総合評定値通知書を受けている者であ
ること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組
合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の
規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公
需適格組合の証明を受けているものをいう。以下
同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用
を希望する旨の申出をする事業協同組合について
も、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同
組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要
領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設
省厚発第473号の別紙）第2第2項又は「事業協同
組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要
領」（昭和50年12月4日付け建設省営管第459号）
第2第2項に規定する審査対象者をいう。）全てが

改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。

2 再認定の受付時期及び場所

令和3年9月30日までの間に、別記1に掲げる申請者の本店所在地の区分（それ以外の地区においては各財務（支）局の本局）に応じ、それぞれ別記1に掲げる提出場所において申請を受け付ける。

3 再認定の申請の方法

- (1) 申請書等の入手方法 各財務（支）局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」を、各財務（支）局ホームページにアクセスして取得するものとする。
- (2) 申請書等の提出方法 各財務（支）局単位で付与する競争参加資格は、各財務（支）局が管轄する区域内における財務省関係機関に対して有効なものとなるので、申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）は、申請書に下記(3)の申請の添付書類を添付した上で、希望する区域内の別記1に掲げる提出場所のうちのいずれか1か所（申請者の本店所在地の区分以外の地区においては各財務（支）局の本局）に原則として郵送（ただし、書留郵便とする。）により提出することとする。
- (3) 申請の添付書類

- (a) 改正後の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）
 - (b) 工事経歴書
 - (c) 建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）
 - (d) 適格組合証明書書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）
 - (e) 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）
 - (f) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）
- なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、(a)の書類に代えて、次の(g)～(h)の書類を添付するものとする。
- (g) 登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
 - (h) 財務諸表類（直前2年度分）

4 競争参加資格の再認定

- (1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記1の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって再認定する。
- (2) 競争に参加できる者の資格は、上記(1)の合計点により別記2の区分(1)に基づいて格付けをする。
- (3) 競争に付そうとする契約の予定価格が、別記2に掲げる範囲(別記2の1～2の(2)をいう。)に該当する競争に参加するためには、原則として、別記2に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

5 再認定の結果の通知

「等級決定通知書」により通知(郵送)する。

6 再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定の日から令和5年3月31日までとする。

別記1 本店所在地及び提出場所 [掲載順序 本店所在地 提出場所]

1 北海道地区(北海道財務局管轄区域)

(1) 北海道

(2) 北海道財務局管財部第1統括国有財産管理官

(3) 〒060-8579 札幌市北区北八条西2丁目
札幌第1合同庁舎

(2) 函館財務事務所管財課

(3) 〒041-0806 函館市美原3丁目4-4
函館第2地方合同庁舎

(2) 旭川財務事務所管財課

(3) 〒078-8503 旭川市宮前1条3-3-15

- 旭川地方合同庁舎
- (2) 釧路財務事務所管財課
- (3) 〒085－8649 釧路市幸町10－3
- 釧路地方合同庁舎
- (2) 帯広財務事務所管財課
- (3) 〒080－0015 帯広市西五条南8丁目
- 帯広第2地方合同庁舎
- (2) 北海道財務局小樽出張所管財課
- (3) 〒047－0007 小樽市港町5－2
- 小樽地方合同庁舎
- (2) 北海道財務局北見出張所管財課
- (3) 〒090－0018 北見市青葉町6－8
- 北見地方合同庁舎

2 東北地区（東北財務局管轄区域）

- (1) 青森県
 - (2) 青森財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒030－8577 青森市新町2－4－25
 - 青森合同庁舎
- (1) 岩手県
 - (2) 盛岡財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒020－0023 盛岡市内丸7－25
 - 盛岡合同庁舎
- (1) 宮城県
 - (2) 東北財務局総務部会計課経理係
 - (3) 〒980－8436 仙台市青葉区本町3－3－1
 - 仙台合同庁舎B棟
- (1) 秋田県
 - (2) 秋田財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒010－0951 秋田市山王7－1－4
 - 秋田第2合同庁舎
- (1) 山形県

- (2) 山形財務事務所総務課経理係
- (3) 〒990－0041 山形市緑町2－15－3
山形第2地方合同庁舎
- (1) 福島県
 - (2) 福島財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒960－8018 福島市松木町13－2
- 3 関東地区（関東財務局管轄区域）
 - (1) 茨城県
 - (2) 水戸財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒310－8566 水戸市北見町1－4
 - (1) 栃木県
 - (2) 宇都宮財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒320－8532 宇都宮市桜3－1－10
 - (1) 群馬県
 - (2) 前橋財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒371－0026 前橋市大手町2－3－1
前橋地方合同庁舎
 - (1) 埼玉県
 - (2) 関東財務局総務部会計課契約係
 - (3) 〒330－9716 さいたま市中央区新都心1－1
さいたま新都心合同庁舎1号館
 - (1) 千葉県
 - (2) 千葉財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒260－8607 千葉市中央区椿森5－6－1
 - (1) 東京都
 - (2) 東京財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒113－8553 文京区湯島4－6－15
湯島地方合同庁舎
 - (1) 神奈川県
 - (2) 横浜財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒231－8412 横浜市中区北仲通5－57

横浜第2合同庁舎

- (1) 新潟県
 - (2) 新潟財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒950－8623 新潟市中央区美咲町1－2－1
新潟美咲合同庁舎2号館
- (1) 山梨県
 - (2) 甲府財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒400－0031 甲府市丸の内1－1－18
甲府合同庁舎
- (1) 長野県
 - (2) 長野財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒380－0846 長野市旭町1108
長野第2合同庁舎

4 北陸地区（北陸財務局管轄区域）

- (1) 富山県
 - (2) 富山財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒930－8554 富山市丸の内1－5－13
富山丸の内合同庁舎
- (1) 石川県
 - (2) 北陸財務局会計課経理係
 - (3) 〒921－8508 金沢市新神田4－3－10
金沢新神田合同庁舎
- (1) 福井県
 - (2) 福井財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒910－8519 福井市春山1－1－54
福井春山合同庁舎

5 東海地区（東海財務局管轄区域）

- (1) 岐阜県
 - (2) 岐阜財務事務所管財課
 - (3) 〒500－8716 岐阜市金竜町5－13

岐阜合同庁舎

(1) 静岡県

(2) 静岡財務事務所管財課

(3) 〒420－8636 静岡市葵区追手町9－50

静岡地方合同庁舎

(2) 静岡財務事務所沼津出張所管財課

(3) 〒410－0831 沼津市市場町9－1

沼津合同庁舎

(1) 愛知県

(2) 東海財務局管財部統括国有財産管理官（第3統括部門）

(3) 〒460－8521 名古屋市中区三の丸3－3－1

(1) 三重県

(2) 津財務事務所管財課

(3) 〒514－8560 津市桜橋2－129

6 近畿地区（近畿財務局管轄区域）

(1) 滋賀県

(2) 大津財務事務所管財課

(3) 〒520－0044 大津市京町3－1－1

大津びわ湖合同庁舎

(1) 京都府

(2) 京都財務事務所管財課

(3) 〒606－8395 京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34－12

京都第2地方合同庁舎

(2) 京都財務事務所舞鶴出張所統括国有財産管理官

(3) 〒625－0036 舞鶴市字浜3－1

(1) 大阪府

(2) 近畿財務局管財部管財総括第三課契約班

(3) 〒540－8550 大阪府中央区大手前4－1－76

大阪合同庁舎第4号館

(1) 兵庫県

(2) 神戸財務事務所管財課

(3) 〒650-0024 神戸市中央区海岸通29
神戸地方合同庁舎

(1) 奈良県

(2) 奈良財務事務所管財課

(3) 〒630-8213 奈良市登大路町81
奈良合同庁舎

(1) 和歌山県

(2) 和歌山財務事務所管財課

(3) 〒640-8143 和歌山市二番丁3
和歌山地方合同庁舎

7 中国地区（中国財務局管轄区域）

(1) 鳥取県

(2) 鳥取財務事務所管財課

(3) 〒680-0845 鳥取市富安2-89-4
鳥取第1地方合同庁舎

(1) 島根県

(2) 松江財務事務所管財課

(3) 〒690-0841 松江市向島町134-10
松江地方合同庁舎

(1) 岡山県

(2) 岡山財務事務所管財課

(3) 〒700-8555 岡山市北区桑田町1-36
岡山地方合同庁舎

(2) 岡山財務事務所倉敷出張所管財課

(3) 〒712-8062 倉敷市水島北幸町2-2

(1) 広島県

(2) 中国財務局管財部統括国有財産管理官（第
三部門）

- (3) 〒730 - 8520 広島市中区上八丁堀 6 - 30
広島合同庁舎 4 号館
- (2) 中国財務局呉出張所管財課
- (3) 〒737 - 0051 呉市中央 3 - 9 - 15
呉地方合同庁舎
- (1) 山口県
 - (2) 山口財務事務所管財課
 - (3) 〒753 - 8526 山口市中河原町 6 - 16
山口地方合同庁舎 1 号館
 - (2) 山口財務事務所下関出張所管財課
 - (3) 〒750 - 0025 下関市竹崎町 4 - 6 - 1
下関地方合同庁舎
- 8 四国地区（四国財務局管轄区域）
 - (1) 徳島県
 - (2) 徳島財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒770 - 0941 徳島市万代町 3 - 5
徳島第 2 地方合同庁舎
 - (1) 香川県
 - (2) 四国財務局総務部会計課
 - (3) 〒760 - 8550 高松市サンポート 3 - 33
高松サンポート合同庁舎（南館）
 - (1) 愛媛県
 - (2) 松山財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒790 - 0808 松山市若草町 4 - 3
松山若草合同庁舎
 - (1) 高知県
 - (2) 高知財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒780 - 0061 高知市栄田町 2 - 2 - 10
高知よさこい咲都合同庁舎
- 9 北九州地区（福岡財務支局管轄区域）

- (1) 福岡県
 - (2) 福岡財務支局管財部管財総括第二課
 - (3) 〒812－0013 福岡市博多区博多駅東2－11－1
福岡合同庁舎
 - (2) 福岡財務支局小倉出張所管財課総務係
 - (3) 〒803－0813 北九州市小倉北区城内5－1
小倉合同庁舎
- (1) 佐賀県
 - (2) 佐賀財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒840－0801 佐賀市駅前中央3－3－20
佐賀第2合同庁舎
- (1) 長崎県
 - (2) 長崎財務事務所総務課経理係
 - (3) 〒850－0052 長崎市筑後町3－24
 - (2) 長崎財務事務所佐世保出張所管財課総務係
 - (3) 〒857－0041 佐世保市木場田町2－19
佐世保合同庁舎
- 10 南九州地区（九州財務局の管轄区域のうち、福岡財務支局の管轄区域を除いた区域）
 - (1) 熊本県
 - (2) 九州財務局管財部第三統括国有財産管理官
 - (3) 〒860－8585 熊本市西区春日2－10－1
熊本地方合同庁舎A棟
 - (1) 大分県
 - (2) 大分財務事務所管財課
 - (3) 〒870－0016 大分市新川町2－1－36
大分合同庁舎
 - (1) 宮崎県
 - (2) 宮崎財務事務所管財課
 - (3) 〒880－0805 宮崎市橘通東3－1－22
宮崎合同庁舎

- (1) 鹿 児 島 県
- (2) 鹿 児 島 財 務 事 務 所 管 財 課
- (3) 〒 892 - 0816 鹿 児 島 市 山 下 町 13 - 21
鹿 児 島 合 同 庁 舎
- (2) 鹿 児 島 財 務 事 務 所 名 瀬 出 張 所 統 括 国 有 財 産
管 理 官
- (3) 〒 894 - 0036 奄 美 市 名 瀬 長 浜 町 1 - 1
名 瀬 合 同 庁 舎

別 記 2 業 種 別 等 級 区 分 及 び 予 定 価 格 の 範 囲

〔 掲 載 順 序 業 種 の 区 分 (1) 付 与 数 値 : 等 級
(2) 予 定 価 格 の 範 囲 〕

1 建 設 工 事 (総 合 建 設 工 事)

- (1) 1,250 以 上 : A
- 1,100 以 上 1,250 未 満 : B
- 850 以 上 1,100 未 満 : C
- 850 未 満 : D

- (2) A : 72,000 万 円 以 上
- B : 30,000 万 円 以 上 72,000 万 円 未 満
- C : 6,000 万 円 以 上 30,000 万 円 未 満
- D : 6,000 万 円 未 満

2 建 設 工 事 (総 合 建 設 工 事 以 外 の 工 事)

- (1) 900 以 上 : A
- 700 以 上 900 未 満 : B
- 700 未 満 : C

- (2) A : 1,500 万 円 以 上
- B : 500 万 円 以 上 1,500 万 円 未 満
- C : 500 万 円 未 満